

奈良市屋外広告物等に関する条例附則第3項（経過措置）の運用について

◆奈良市屋外広告物等に関する条例附則第3項（経過措置）

この条例の施行の際、現に適法に表示され、又は設置されている屋外広告物又は掲出物件（この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の奈良市屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定により適法に許可を受けている屋外広告物又は掲出物件であって、施行日後に表示され、又は設置されるものを含む。）については、この条例の規定にかかわらず、施行日から10年間（当該期間内に受けた許可の期間が当該期間を超える場合にあっては、当該許可の期間）は、旧条例の規定の例により、当該屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しておくことができる。ただし、第19条第1項の規定により変更の許可を受けようとする場合（市長が別に定める場合を除く。）は、この限りでない。

◆附則第3項（経過措置）の運用

●変更の許可に該当する場合は

「意匠変更」

- ・意匠又は色彩のみを変更する場合
- ・盤面の枠組みはそのままに、盤面のみを取り換える場合
※料金表示の数値などの軽微なものや保守のために同一色彩・意匠で再塗装する場合等は、意匠変更とはみなさない

「その他の変更」

- ・広告塔又は広告板で、支柱はそのままに、盤面全体を取り換える場合
※支柱自体を取り換える場合は、変更ではなく、除却・新規扱い
- ・自己用広告物で同一敷地内に移転する場合

●市長が別に定める場合は

- ・盤面の枠組みはそのままに、盤面のみを取り換える場合
（ただし、盤面の意匠・色彩については、新条例の規定を遵守すること）
- ・広告塔又は広告板で、支柱はそのままに、既存高さ及び表示面積以下で盤面全体を取り換える場合（ただし、盤面の意匠・色彩については、新条例の規定を遵守すること）
- ・自己用広告物で同一敷地内に移転する場合（ただし、公共事業による拡幅等に伴う場合に限る）